

4 医療

1. 自立支援医療（更生医療・育成医療）**身体 児童**

身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減、改善するために医療が必要なときは、成人（18歳以上）の場合は更生医療、児童（18歳未満）の場合は育成医療を、指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）で受けられます。

原則、医療費の1割を負担していただきますが、世帯の課税状況によっては、負担が軽減されます。

※世帯の単位については、住民票上の世帯の如何にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族によって範囲が設定されます。

更生医療・育成医療の対象となる医療の例

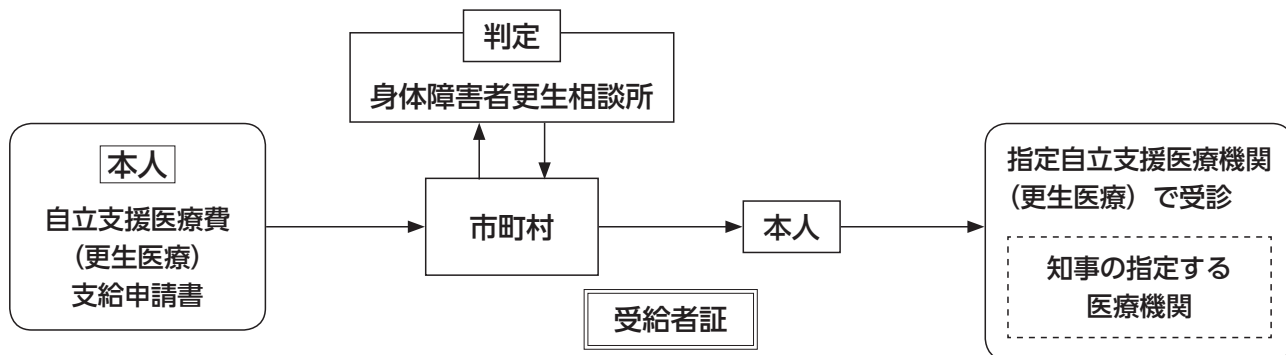
- ①肢体不自由 動かなくなった関節を再び動かせるようにする関節形成術など。
- ②目（視覚） 角膜混濁による視力の低下を防ぐ角膜移植術、瞳孔閉鎖に対する手術など。
- ③耳（聴覚） 外耳性難聴に対する形成術など。
- ④音声・言語 唇顎口蓋裂に対する口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療など。
- ⑤心臓 弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー植込術など。
- ⑥腎臓 慢性腎不全症に対する人工透析療法、腎移植術など。
- ⑦肝臓 肝臓移植術（抗免疫療法を含む）など。
- ⑧小腸 小腸切除等により行われる中心静脈栄養法など。
- ⑨免疫 抗 HIV 療法など。
- ⑩その他の内臓機能障がい、先天性の内臓機能障がいなど。

4

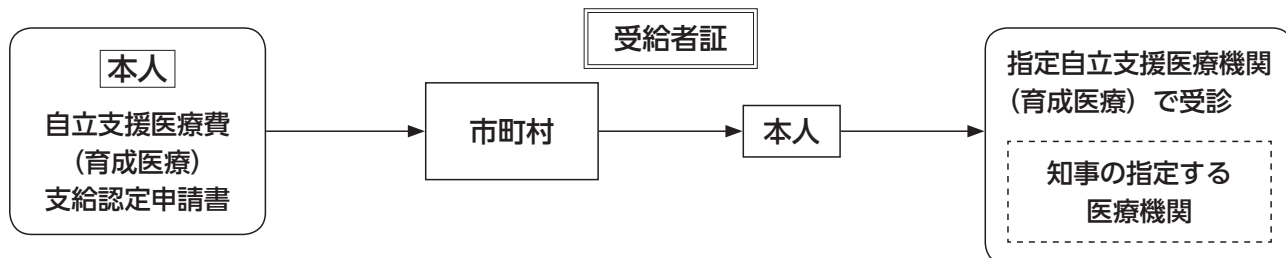
医療

●給付申請手続

[更生医療]



[育成医療]



※申請をする際、指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の意見書が必要です。

問 市役所又は町村役場

2. 自立支援医療（精神通院）**精神**

自立支援医療（精神通院）は、精神障がい者の通院医療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるために、その医療に要する費用のうち、「医療保険分と自己負担の10%分」を除く費用を公費で負担する制度です。自己負担分については、所得区分等に応じて負担の上限額が設定されます。

●申請手続

（新規承認） 新規に承認を受けようとする場合には次の2通りの方法があります。

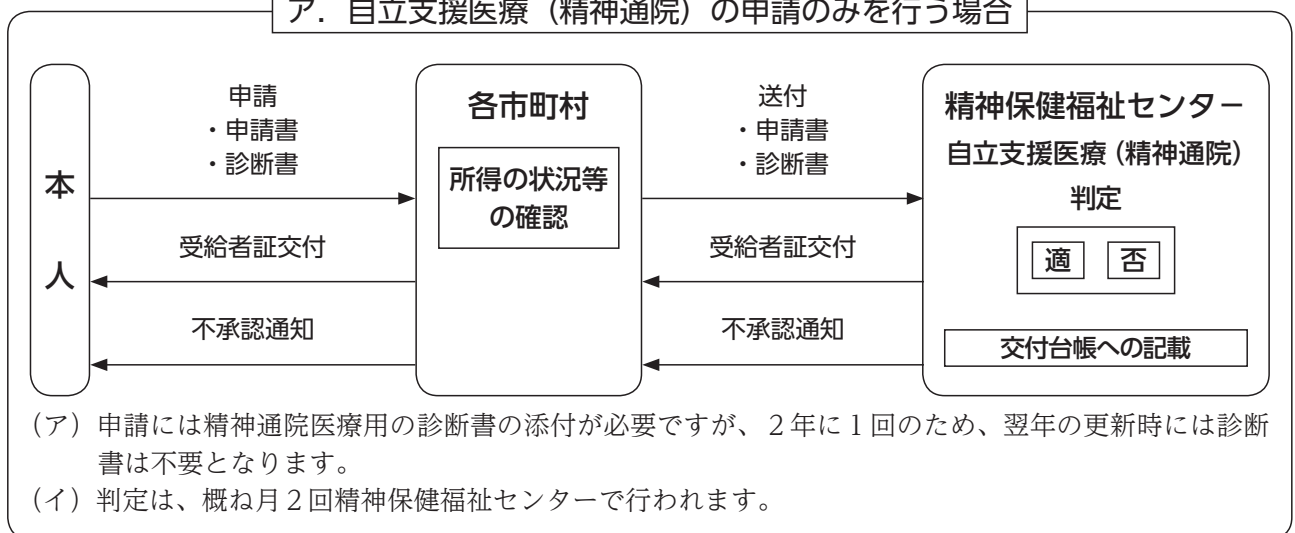
ア 自立支援医療（精神通院）の申請のみを行う場合

イ 精神障害者保健福祉手帳の新規交付又は更新申請と併せて自立支援医療（精神通院）の申請を行う場合

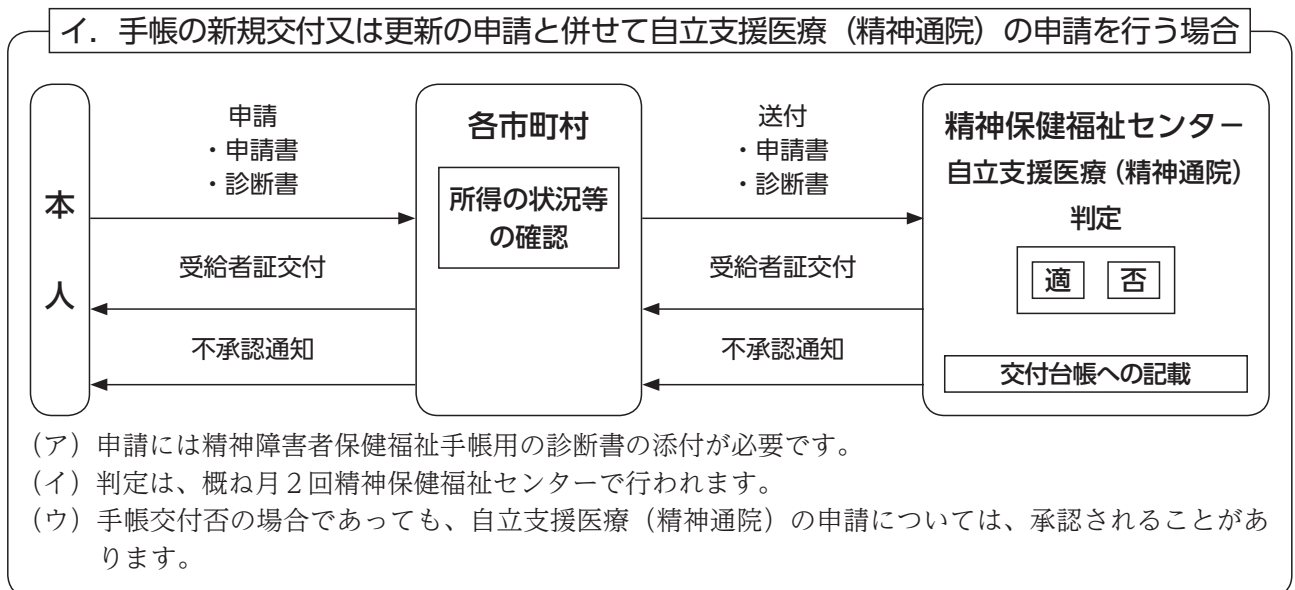
ア・イの共通事項

- （ア） 申請は、「自立支援医療（精神通院）支給認定申請書」により行います。
- （イ） この申請書により、再認定、自己負担上限額変更等の申請もできます。
- （ウ） 精神保健福祉センター所長が承認、不承認の決定を行います。
- （エ） 承認の場合は、受給者証を市町村を経由して、申請者に交付します。
- （オ） 不承認の場合は、市町村を経由して、申請者に不承認通知を行います。

ア. 自立支援医療（精神通院）の申請のみを行う場合



イ. 手帳の新規交付又は更新の申請と併せて自立支援医療（精神通院）の申請を行う場合



問 精神保健福祉センター TEL 058-231-9732
市役所及び町村役場

3. 指定難病に係る医療費助成 **難病**

厚生労働大臣が指定する難病（指定難病）の患者の方について、医療費の負担軽減を図るため、その自己負担分の一部を助成します。

医療費の助成を受けるためには「特定医療費（指定難病）支給認定申請書」に難病指定医の記載した診断書（臨床調査個人票）等を添えて保健所に申請を行う必要があります。

問 県保健医療課又は保健所

4. 小児慢性特定疾病に係る医療費助成 **難病**

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その自己負担分の一部を助成します。

医療費の助成を受けるためには、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」に小児慢性特定疾病指定医の記載した診断書（小児慢性特定疾病医療意見書）等を添えて保健所に申請を行う必要があります。

問 県保健医療課又は保健所

5. 在宅人工呼吸器使用指定難病患者支援事業 **難病**

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者の方について、在宅において適切な医療と安定した療養生活の確保を図ることを目的に、一時入院や訪問看護を受ける場合、既定の範囲内で公費負担します。

事業名	事業内容	利用上限
ア 一時入院事業	介護者の休息等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなる患者で、介護保険法や障害者総合支援法の規定に基づく短期入所が利用できない方に対する一時入院	1人の患者につき、年度あたり14日以内
イ 長時間訪問看護事業	介護者の休息等の理由により、診療報酬上の長時間訪問看護加算の対象を超えた範囲の訪問看護	1人の患者につき、1月あたり4時間以内
ウ 複数回訪問看護事業	原則として1日につき4回目以降の訪問看護	1人の患者につき、年度内260回の範囲

問 県保健医療課又は保健所

6. 重度心身障がい者の医療費助成 **共通**

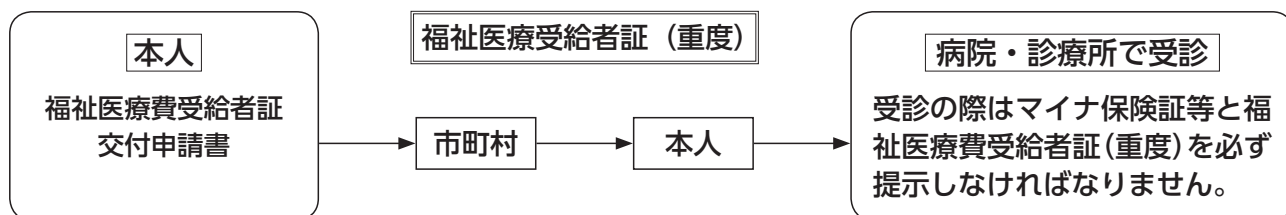
市町村において、重度心身障がい者の方々の医療費を助成しています。対象者及び助成の範囲は次のとおりです。

対 象 者	県内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ・ 1～3級の身体障害者手帳の交付を受けている人 ・ A1、A2またはB1の療育手帳の交付を受けている人 ・ 4級の身体障害者手帳の交付を受けている人で、戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）の交付を受けている人 ・ 1、2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ただし、所得額により適用されないことがあります。
医療費助成の範囲	病気や負傷の治療等を受けた場合に、国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度等による保険給付に伴う医療費の患者負担分が助成されます。 なお、入院時における食事療養費患者負担分及び生活療養費患者負担分は助成されません。

〔注意〕

- 1 自立支援医療など法令の規定による医療給付（国助成制度）を受けられる方は、同制度を取得のうえ、本助成制度を申請してください。
- 2 市町村によっては対象者の範囲を拡大しているところがありますので、詳しくはお住まいの市役所・町村役場の福祉医療担当課にお問い合わせください。

●助成申請手続



問 市役所・町村役場福祉医療担当課

4

医療

7. 後期高齢者医療制度の障がい認定について 共通

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険制度です。

ただし、65～74歳の方で、一定の障がいがある方（例：身体障害者手帳の所持者等）が、任意で本制度への加入を希望し、県後期高齢者医療広域連合から認められた場合には、現在加入している医療保険制度からは脱退することにより、本制度に加入ができます。その場合、医療機関の窓口でかかる医療費の自己負担割合は1割（一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得者の方は3割）となります。

なお保険料については、お住まいの市役所又は町村役場にお問い合わせください。

問 市役所又は町村役場 後期高齢者医療担当課

8. 岐阜県口腔保健センター障害者歯科診療所 共通

公益社団法人岐阜県歯科医師会が運営する、一般の診療所では治療が困難な障がい者の方を対象に、県と協力して運営している歯科診療所です。

むし歯や歯周病等の歯科疾患の重症化を予防するため、歯科治療、歯科健診、歯科保健指導等を実施しています。

障がい者歯科ネットワーク協力医制度のもと、朝日大学障がい者歯科と岐阜大学歯科口腔外科と連携しています。

- ・所在地 岐阜市加納城南通1丁目18番地（岐阜県歯科医師会館内）
- ・診療日 木曜日（午前9:00～正午）（予約時間午前9:30～11:30）
金曜日（午後1:00～5:00）（予約時間午後1:00～4:00）
土曜日・日曜日
（午前9:00～正午、午後1:00～5:00）
（予約時間 午前9:30～11:30、午後1:00～4:00）

※午前9:00～9:30及び16:30～17:00は急患対応のための時間として設定していますので、予約時間での予約をお願いします。完全予約制のため、必ずお電話にて予約をお願いします。

問 岐阜県口腔保健センター
TEL 058-275-1391
FAX 058-276-1722